

入札説明書 平成31年度 長崎港クルーズ客船CIQ補助業務委託

長崎県文化観光国際部国際観光振興室

1 入札に関する条件及び注意事項

(1) 業務の名称

30国観第93号 平成31年度 長崎港クルーズ客船C I Q補助業務委託

(2) 履行期間

契約の日から平成32年3月31日まで

(3) 仕様

別添仕様書のとおり

(4) 入札・開札の期日及び場所

(期日) 平成31年4月1日(月) 午後2時00分 開始

(場所) 長崎県庁 5階 501会議室(長崎市尾上町3-1)

※開札当日が悪天候(台風、大雨等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2(2)の部局に確認してください。

(5) 仕様書等に関する質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、平成31年3月22日(金)午後5時00分までにFAXまたはe-mailのいずれかにて提出して下さい。なお、提出後は必ず確認のため電話して下さい。

また、入札後に仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

長崎県文化観光国際部 国際観光振興室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL : 095-895-2641

FAX : 095-826-5767

e-mail : s38060@pref.nagasaki.lg.jp

※回答については、平成31年3月26日(火)午後5時30分までにe-mail又はFAXにて回答します。

なお回答は、質問をされた事業者を含め、当課にこれまで問い合わせをされた事業者すべてに送ります。

(6) 入札書の作成方法

① 入札書(様式第6号)及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限り、ります。

② 入札書で示された区分(昼間)について、「1人当たりの単価/時間」を記載するとともに、1年間の実績が入札書に記載されている予定時間数とした場合の年間予定額(入札単価に予定時間数を乗じて得た額)を記載してください。入札単価と年間予定額が整合しない場合は無効となりますので、計算ミスがないよう十分注意してください。

③ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載してください。

④ 入札金額(首標数字)は訂正することができません。

⑤ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができません。

- ⑥ 入札者が代理人である場合は、委任状（様式第8号）（委任者の届出済の印鑑を押印したものに
限る。）の提出が必要です。適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができま
せん。また、入札書には代理人の記名押印が必要です。
- ⑦ 入札執行回数は、3回を限度とします。
※入札書、委任状等は別添様式に示すものをご利用ください。

【注意事項】

- ・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し提出してください。
- ・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印
鑑を訂正箇所に押印してください。
- ・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意してください。
- ・入札書の宛名は長崎県知事宛としてください。
- ・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用してください。

(7) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

ア 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の5以上の金額を
平成31年3月29日（金）までに納付してください。

※落札しなかった場合は、入札終了後に口座振替にて還付します。

イ 次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除します。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、
当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの
（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しとし、県が定める規模とは次の3区分
とします。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、この場合、見積もった契約希望金額にかかわらず、最低でも
100万円を超える金額の契約締結の証明が必要です。）

ウ 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

エ 納付の方法

(i) 入札保証金の納付に係る文書の様式は特に定めていませんが、次の事項を記載した申出書を
平成31年3月20日（水）までに、2(3)の場所に提出してください。（郵送可）

・宛名（長崎県知事）

・作成日

・入札者の住所又は所在地、氏名又は名称及び代表者名（代表者印（個人の場合、本人の
印）を押印）

・申出内容（「下記業務の入札に参加するにあたって、入札保証金を納付したいので申出ま
す。」と記載）

・業務名（平成31年度 長崎港クルーズ客船C I Q補助業務委託の入札保証金）

(ii) 申出書を受け取り次第、納付書を送付しますので、最寄りの金融機関において納付してくだ
さい。

(iii) 納付を確認するため、金融機関による領収済みの印鑑が押印されている箇所の写しを平成31
年3月29日（金）午後5時までに2(3)の場所に提出してください。（郵送可）

オ 注意事項

・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。

・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して7日目としてください。

・入札保証金の計算については、消費税及び地方消費税を含んだ額の5%となります。例えば、
1,000千円で入札する場合、入札保証金は50千円ではなく54千円となるのでご注意願います。入札

保証金が50千円の場合は、925,925円までしか入札できず、1,000千円の入札は無効となります。

・入札保証金の免除手続き書類は、平成31年3月25日（月）午後5時までに必要書類を国際観光振興室に持参又は郵送（必着）してください（審査等が必要ですので早めをお願いします）。

② 契約保証金

ア 契約保証金等は、契約と同時に提出してください。

イ 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されます。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2回以上あり、それを証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約を証明するものとは、締結した契約書の写しおよび発注者の履行証明書等とし、県が定める規模とは次の3区分とします。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える金額の証明が必要です。）

ウ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができます。

(8) 入札の無効

入札実施公告「7 入札の無効」によります。

(9) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。この場合、次順位者を落札者とします。

(10) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう国際観光振興室と協議を行ってください。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによります。

(11) 競争入札の参加資格

競争入札の参加者の資格等（告示）によります。

※一般競争入札参加申込書は別添様式を用いることができます。また、国際観光振興室においても配布しています。

2 その他

- (1) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めてください。

(2) 当該契約事務に関する担当部局

名称：長崎県文化観光国際部 国際観光振興室

電話：（直通）095-895-2641

(3) 入札参加申込み

① 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申込書に必要書類を添付し、③に掲げる場所に提出してください。

② 申請の時期は、平成31年3月22日（金）（県の休日を除く）までの間の午前9時から午後5時までです。

③ 申請書の交付・提出場所及び申請に関する問い合わせ先

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1

名称：長崎県文化観光国際部 国際観光振興室

電話：（直通）095-895-2641